

川崎市高病原性鳥インフルエンザ等警戒本部要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市高病原性鳥インフルエンザ等対応指針に基づき設置する川崎市高病原性鳥インフルエンザ等警戒本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(警戒本部長等)

第2条 本部長は、高病原性鳥インフルエンザ等警戒本部長（以下「本部長」という。）とし、川崎市副市長事務分担規則（平成15年川崎市規則第16号）第2条第1項の規定による健康福祉局の所管事務を担当する副市長をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

3 本部の副本部長（以下「副本部長」という。）は、危機管理監、健康福祉局長及び経済労働局長をもって充てる。

4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 本部の本部員（以下「本部員」という。）は、別表第1に掲げる者及び高病原性鳥インフルエンザ等の発生の規模、被害の程度等に応じ、本部長が必要と認める者をもって充てる。

(本部会議)

第3条 本部会議は、本部長が必要に応じて招集し、これを主宰する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、専門知識を有する者又は関係者の出席を求めることができる。

3 本部会議は、高病原性鳥インフルエンザ等対策に係る次の事項について審議する。

(1) 感染及び感染拡大を防止するための総合的な防疫対策に関すること。

(2) 市民への情報提供に関すること。

(3) 対策に関する関係部局間の調整に関すること。

(4) 関係機関との連絡調整等に関すること。

(5) その他必要な事項に関すること。

(部の設置)

第4条 本部に別表第2左欄に掲げる部を置き、部長は同表右欄に掲げる職にある者をもって充てる。

2 部に副部長及び部員を置くものとし、あらかじめ局等の職員のうちから局長が任命する。

3 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるとき、又は部長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 各部は、本部等との緊密な連携のもとに、川崎市高病原性鳥インフルエンザ等対応指針等による必要な対策を実施する。

(区本部の設置)

第5条 本部長は、高病原性鳥インフルエンザ等の発生状況等により対策が必要であると認める区に、区長を長とする区本部を置くことができる。

2 区本部に区副本部長及び区本部員を置くものとし、区等の職員のうちから区長が任命する。

3 区副本部長は、区本部長を補佐し、区本部長に事故があるとき、又は区本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 区本部は、本部及び関係機関等と緊密な連携のもと、相互の協力を図るものとする。

(事務局)

第6条 本部に事務局を置き、事務局の庶務は危機管理本部危機対策部、健康福祉局保健医療政策部及び経済労働局都市農業振興センターにおいて処理する。

2 事務局の職員及び所掌事務は、別表第3に定めるとおりとする。

3 事務局は、必要があるときは、高病原性鳥インフルエンザ等の各種対策に関し専門的な知識を有する者又は関係者に対し、意見を求めることができる。

(報告)

第7条 部長及び区本部長は、高病原性鳥インフルエンザ等の発生状況、各種対策に係る活動の状況等について、本部長に報告しなければならない。

(本部等の廃止)

第8条 本部長は、川崎市高病原性鳥インフルエンザ等対策本部を設置したとき、又は高病原性鳥インフルエンザ等の防疫措置等がおおむね完了し、通常体制に移行すべき状況であると認めるときは、本部及び区本部を廃止するものとする。

(関係機関への通知等)

第9条 本部長は、本部又は区本部を設置し、又は廃止したときは、速やかに関係機関に通知し、又は連絡するものとする。

(応援職員の派遣)

第10条 部長及び区本部長は、所管する部又は区本部における高病原性鳥インフルエンザ等対策の実施状況からみて必要があると認めるときは、本部長に他の部、区本部又は本部に属さない局等の職員の派遣を要請することができる。

2 前項の規定により派遣された職員は、派遣を受けた部長又は区本部長の指揮のもとに行動するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年11月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

役職	構成員
本部員	こども未来局長
本部員	環境局長
本部員	建設緑政局長
本部員	病院局長
本部員	消防局長
本部員	教育委員会事務局教育次長

別表第 2（第 4 条関係）

各部	部長
危機管理本部	危機管理監
健康福祉部	健康福祉局長
経済労働部	経済労働局長
こども未来部	こども未来局長
環境部	環境局長
建設緑政部	建設緑政局長
病院部	病院局長
消防部	消防局長
教育部	教育委員会事務局教育次長

別表第 3（第 6 条関係）

事務局（事務局員）	所掌事務
危機管理本部危機対策部、健康福祉局保健医療政策部及び経済労働局都市農業振興センターの職員並びに各部又は各区本部に所属する職員のうちから各部長又は各区本部長が指名した職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部の設営及び運営に関すること。 2 対策上必要な各種情報の収集及び伝達に関すること。 3 本部長の指示及び本部会議の決定事項の伝達に関すること。 4 対応計画の立案及び総合調整に関すること。 5 神奈川県その他関係機関との情報受伝達及び各種報告に関すること。 6 各部、区本部及び関係機関等との連絡調整に関すること。 7 防災行政無線の統制に関すること。 8 市民への広報に関すること。 9 複数の部又は区本部に関わるイベント休止等の対策の調整に関すること。 10 その他特命事項に関すること。